

京都大学教員の任期に関する規程の一部改正について

京都大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

京都大学教員の任期に関する規程（平成10年達示第23号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定める教員は、法第4条第1項第1号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第1に掲げる教育研究組織の職に、同項第2号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第2に掲げる教育研究組織に、同項第3号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第3に掲げる教育研究組織の職に雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 別表第1に掲げる教育研究組織の職又は別表第2に掲げる教育研究組織に雇用された教員が、その任期の期間中において、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第3条第1項又は第31条第1項の規定により育児休業又は介護休業をする場合は、当該部局の定めるところにより、育児休業又は介護休業をした日数の範囲において適当と認める日数を任期の期間に算入しないことができる。この場合における当該教員の任期の終期は、当該任期の終期の翌日を起算日として、当該任期に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。

別表第1 大学院法学研究科の項中

「 総合法政分析講座	講 師	3年 ただし、再任の場合にあつては1年	可 ただし、1回限り	
附属法政実務交流センター 法科大学院準備部門	教 授 助教授 講 師	3年	可 ただし、2回限り	」

を

「 附属法政実務交流センター 法科大学院準備部門	教 授 准教授 講 師	3年	可 ただし、2回限り	
附属法政実務交流センター 国際・渉外部門	准教授 講 師	3年	可 ただし、1回限り	」

に改め、同表大学院公共政策連携研

究部の項、化学研究所の項、再生医科学研究所の項、エネルギー理工学研究所の項及びウイルス研究所の

「 行動神経研究部門 認知学習分野
行動神経研究部門 行動発現分野
流動部門 多様性保全研究 分野

項中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改め、同表霊長類研究所の項中

教 授	を	「 行動神経研究部門 認知学習分野	教 授
助教授			准教授
助 手			助 教
助教授		行動神経研究部門 行動発現分野	准教授
助 手		流動部門	助 教

に改め、同表国際融合創造センター及び福井謙一記念研究

	多様性保全研究 分野	
--	---------------	--

センターの項中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改める。

別表第2を次のように改める。

部局名	教育研究組織の名称	任 期	再任の可否	備考
人文科学研究所	全研究部門 全附属研究施設	7年 ただし、再任の場合 にあつては3年	可 ただし、1回限り	
再生医科学研究所	別表第1に掲げる研究部門・分野 以外の全研究部門・分野 別表第1に掲げる附属研究施設 以外の全附属研究施設	5年 ただし、再任の場合 にあつては3年	可 ただし、1回限り	
数理解析研究所	全研究部門 全附属研究施設	5年	可 ただし、1回限り	
霊長類研究所	別表第1に掲げる研究部門・分野 以外の全研究部門・分野 全附属研究施設	7年 ただし、再任の場合 にあつては5年	可 ただし、1回限り	
大学文書館	大学文書館	5年	否	

別表第3を次のように改める。

部局名	教育研究組織 の名称	計画の名称	対象となる職	任 期	再任の可否	備考
大学院文学研究科	文献文化学専攻東洋古典学講座	チベット文献研究プロジェクト	講 師	4年	否	
	行動文化学専攻言語学講座	危機言語研究プロジェクト	講 師	5年	否	
大学院経済学研究科	プロジェクトセンター	産業・経営政策研究プロジェクト	教 授 准教授 講 師	2年 ただし、再任の場合にあつては1年	可 ただし、1回限り	
医学部附属病院	探索医療センター探索医療開発部流動プロジェクト部門	HGF 肝再生医療プロジェクト	准教授 助 教	5年 ただし、平成14年7月2日から平成19年6月30日までに任用される場合の任期は、平成19年6月30日までとする。	否	
		膵β細胞再生医療プロジェクト	准教授 助 教	5年 ただし、平成14年7月17日から平成19年7月15日までに任用される場合の任期は、平成19年7月15日までとする。	否	
		チオレドキシンプロジェクト	准教授 助 教	5年 ただし、平成15年6月2日から平成20年5月31日までに任用される場合の任期は、平成20年5月31日までとする。	否	

		重症心不全への細胞移植プロジェクト	准教授 助教	5年 ただし、平成15年9月2日から平成20年8月31日までに任用される場合の任期は、平成20年8月31日までとする。	否	
--	--	-------------------	-----------	--	---	--

別紙様式を次のように改める。

同 意 書	
年 月 日	
京都大学総長 殿	(氏 名) 印
<p>私は、京都大学〇〇〇〇（注）に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び京都大学教員の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記のと通りの任期により雇用されるものであることに同意します。</p>	
記	
年 月 日から	年 月 日まで
注：教育研究組織及び職を記入する。	

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中人文科学研究所、数理解析研究所及び霊長類研究所に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用される者について適用し、再生医科学研究所に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用される者及び施行の日の前日に同研究所の助手である者で施行の日に助教に配置換される者（第5条の規定による同意を得た者に限る。）について適用する。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、この規程の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている助教授が施行の日に准教授になった場合の任期の末日及びこの規程の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている助手が施行の日に助教に配置換された場合の任期の末日は、なお従前の例による。

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 <u>法第4条第1項第1号の規定に基づき任期を定める教員は、別表第1に掲げる教育研究組織の職に雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>別表第1に掲げる大学院法学研究科の附属法政実務交流センター法科大学院準備部門教授の定年は、当分の間、京都大学教員定年規程（昭和39年達示第1号）第1条第1項の規定にかかわらず、満70歳とする。</u></p> <p>3 <u>法第4条第1項第2号の規定に基づき任期を定める助手は、別表第2に掲げる教育研究組織に雇用されるものとし、当該助手の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。</u></p> <p>4 <u>法第4条第1項第3号の規定に基づき任期を定める教員は、別表第3に掲げる教育研究組織の計画に従事する職に雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。</u></p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第2条 <u>法第5条第1項の規定に基づき任期を定める教員は、法第4条第1項第1号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第1に掲げる教育研究組織の職に、同項第2号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第2に掲げる教育研究組織に、同項第3号の規定に該当する職に就ける場合にあつては別表第3に掲げる教育研究組織の職に雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。</u></p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>第4条 <u>別表第1に掲げる教育研究組織の職又は別表第2に掲げる教育研究組織に雇用された教員が、その任期の期間中において、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第3条第1項又は第31条第1項の規定により育児休業又は介護休業をする場合は、当該部局の定めるところにより、育児休業又は介護休業をした日数の範囲において適当と認める日数を任期の期間に算入しないことができる。この場合における当該教員の任期の終期は、当該任期の終期の翌日を起算日として、当該任期に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。</u></p>
<p>第4条 この規程に基づき任期を定めて雇用しようとするときは、あらかじめ別紙様式により本人の同意を得るものとする。</p>	<p>第5条 (同 左)</p>
	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中人文科学研究所、数理解析研究所及び霊長類研究所に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用される者について適用し、再生医科学研究所に係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用される者及び施行の日の前日に同研究所の助手である者で施行の日に助教に配置換される者（第5条の規定による同意を得た者に限る。）について適用する。</p> <p>2 改正後の別表の規定にかかわらず、この規程の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている助</p>

改正前	改正後
	教授が施行の日に准教授になった場合の任期の末日及びこの規程の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている助手が施行の日に助教に配置換えられた場合の任期の末日は、なお従前の例による。

別表第1 ~~（法第4条第1項第1号関係）~~

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
大学院法学研究科	総合法政分析講座	講師	3年 ただし、再任の場合にあっては1年	可 ただし、1回限り	
	附属法政実務交流センター 法科大学院準備部門	教授 助教 准教授 講師	3年	可 ただし、 2回限り	
	附属法政実務交流センター 国際・渉外部門	准教授 講師	3年	可 ただし、 1回限り	
大学院公共政策 連携研究部	公共政策第二講座	教授 助教 准教授 講師	3年	可 ただし、 2回限り	
化学研究所	全研究系	教授	10年	可	
	全附属研究施設	助教 准教授 講師 助手 助教	7年	可 ただし、 1回限り	
再生医科学研究所	再生医学応用研究部門 生体修復応用分野 組織再生応用分野 器官形成応用分野 再生医学応用流動分野 附属幹細胞医学研究センター	教授 助教 准教授 講師 助手 助教	5年	可	
エネルギー理工 学研究所	全研究部門	教授	10年	可	
	附属エネルギー複合機構研 究センター	助教 准教授 講師	8年 ただし、再任の場 合にあっては7年	可 ただし、 1回限り	
		助手 助教	7年 ただし、再任の場 合にあっては5年	可 ただし、 1回限り	
ウイルス研究所	全研究部門	教授	7年	可	
	全附属研究施設	助教 准教授 講師 助手 助教	5年	可	
霊長類研究所	行動神経研究部門 認知学習分野	教授 助教 准教授 助手	5年	可	
	行動神経研究部門 行動発現分野	助教 准教授 助手	5年	可	
	流動部門	助手 助教	2年	可	

	多様性保全研究分野		ただし、再任の場合にあっては1年		
学術情報メディアセンター	ネットワーク研究部門 経営情報システム研究分野	教授	5年	可 ただし、 1回限り	
国際融合創造センター	創造部門	教授 助教授 准教授 講師 助 手 助 教	5年	可 ただし、 1回限り	
福井謙一記念研究センター	全研究部門	助教授 准教授	5年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、 1回限り	

別表第2(法第4条第1項第2号関係)

部局名	教育研究組織の名称	任 期	再任の可否	備考
人文科学研究所	全研究部門	7年	可	
	全附属研究施設	ただし、再任の場合にあっては3年	ただし、1回限り	
再生医科学研究所	別表第1に掲げる研究部門・分野以外の全研究部門・分野	5年	可	
	別表第1に掲げる附属研究施設以外の全附属研究施設	ただし、再任の場合にあっては3年	ただし、1回限り	
数理解析研究所	全研究部門	5年	可	
	全附属研究施設		ただし、1回限り	
霊長類研究所	別表第1に掲げる研究部門・分野以外の全研究部門・分野	7年	可	
	全附属研究施設	ただし、再任の場合にあっては5年	ただし、1回限り	
大学文書館	大学文書館	5年	否	

別表第3(法第4条第1項第3号関係)

部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任 期	再任の可否	備考
大学院文学研究科	文献文化学専攻東洋古典学講座	チベット文献研究プロジェクト	講 師	4年	否	
	行動文化学専攻言語学講座	危機言語研究プロジェクト	講 師	5年	否	
大学院経済学研究科	プロジェクトセンター	産業・経営政策研究プロジェクト	教授 助教授 准教授 講 師	2年 ただし、再任の場合にあっては1年	可 た だ し、1回 限り	
医学部附属病院	探索医療センター探索医療開発部流動プロジェクト部門	網膜の再生医療プロジェクト	助教授 助 手	5年 ただし、平成13年10月17日から平成18年10月15日までに任用される場合の任期は、平成18年10月15日までとする。	否	
		ダレザン創薬プロジェクト	助教授 助 手	5年 ただし、平成13年12月	否	

				2日から平成18年11月30日までに任用される場合の任期は、平成18年11月30日までとする。		
	HGF 肝再生医療プロジェクト	助教授 准教授 助 手助 教		5年 ただし、平成14年7月2日から平成19年6月30日までに任用される場合の任期は、平成19年6月30日までとする。	否	
	膵β細胞再生医療プロジェクト	助教授 准教授 助 手助 教		5年 ただし、平成14年7月17日から平成19年7月15日までに任用される場合の任期は、平成19年7月15日までとする。	否	
	チオレドキシンプロジェクト	助教授 准教授 助 手助 教		5年 ただし、平成15年6月2日から平成20年5月31日までに任用される場合の任期は、平成20年5月31日までとする。	否	
	重症心不全への細胞移植プロジェクト	助教授 准教授 助 手助 教		5年 ただし、平成15年9月2日から平成20年8月31日までに任用される場合の任期は、平成20年8月31日までとする。	否	

別紙様式

<p>同 意 書</p> <p>年 月 日</p> <p>京都大学総長 殿</p> <p>(氏 名) 印</p> <p>私は、京都大学〇〇〇〇（注1）に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第〇（注2）号第5条第1項及び京都大学教員の任期に関する規程第2条第〇（注2）項の規定に基づき、下記のとおり任期により雇用されるものであることに同意します。</p> <p>記</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>注1：教育研究組織及び職を記入する。 注2：該当する号及び項の番号を記入する。</p>
--